

## 浄化槽管理者（使用者）の立場に立った整理について

維持管理に係る各業務の関係や内容について浄化槽管理者（使用者）からの「わかりにくい」との声もあることから、中間取りまとめ、これまでの議論等を踏まえ、浄化槽管理者の立場に立って、保守点検、清掃、法定検査、行政その他ごとに論点を軸に整理

（設置工事：参考）

浄化槽管理者の立場	保守点検	清掃	法定検査	行政他
適切な工事かどうか自分で判断できない				<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が設置時に環境保全の必要性、生活排水処理計画等も含めて説明会などを実施すべきではないか</li> <li>工事業者等が維持管理の内容及びその必要性を説明することが必要ではないか</li> </ul>

（維持管理全般）

浄化槽管理者の立場	保守点検	清掃	法定検査	行政他
浄化槽の機能や制度、保守点検、清掃、法定検査それぞれの役割や必要性が十分に理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽管理者（使用者）の安心や透明性を確保するため、連携を図り作業内容及び必要性を確実に説明するシステムを構築すべきではないか</li> </ul> <p>省令の規定の概要（参考） 保守点検業者又は清掃業者は、浄化槽管理者に対し、保守点検又は清掃の記録を成し、浄化槽管理者に交付し、その内容を説明しなければならないこととされているが、説明の対象の詳細は法令上の規定はなく、運用上も作業結果は対象とされているものの、作業内容は対象とされていない。法定検査については、説明に関する規定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽を業としてかかわるものが、浄化槽の使用方法や必要性等を説明して使用者を育てることが必要ではないか</li> <li>保守点検の内容、清掃の内容、検査の結果等の情報を一元化し、浄化槽に関する信頼性を確保するため必要な情報を公開することが必要ではないか</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>設置時に環境保全の必要性、生活排水処理計画等も含めて説明会などを実施すべきではないか</li> <li>浄化槽に関する手続等の情報をインターネット等で常に提供すべきではないか</li> <li>法定検査の結果だけでなく、委託業者の業務の内容に対しても指導できるようなシステムが必要ではないか</li> </ul>
保守点検、清掃、法定検査それぞれの料金について十分に理解できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽管理者に料金設定について説明することが必要ではないか</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>料金について実態を調査すべきではないか</li> </ul>

使用状態等を改善しても利点がないのではないかな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査等の結果に応じた保守点検を実施することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査等の結果に応じた清掃を実施することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の法定検査の結果等に応じた検査を実施することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査の簡素化を検討することが必要ではないか</li> <li>・優良な使用者に関する情報を提供することが必要ではないか</li> </ul>
保守点検、清掃、法定検査の連携が不十分ではないかな	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃に関する助言を行うことが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検及び清掃に関する助言を行うことが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検及び清掃に関する助言を行うことが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等の指導の統一と徹底が図られるべきではないか</li> </ul>
どの業者に委託してよいかわからない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら情報を提供することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検、清掃及び法定検査の作業実施等の調整をルール化することが必要か、あるいは検査はランダムに実施する必要があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査の結果を公表することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事業者に関する情報を提供することが必要ではないか</li> </ul>
きちんと維持管理しているかどうか分からない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽管理者の安心、透明性を確保するため、作業結果、作業内容をきちんと説明することが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判定の理由等の維持管理に必要な情報を提供すべきではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検、清掃、検査の作業結果と作業内容を浄化槽管理者が容易に判断できるような情報を提供すべきではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検の内容、清掃の内容、検査の結果等の情報を一元化し、浄化槽に関する信頼性を確保するため必要な情報を公開することが必要ではないか</li> </ul>

(保守点検)

浄化槽管理者の立場	保守点検	清掃	法定検査	行政他
必要にして十分な保守点検が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定検査等の結果に応じた保守点検を実施することが必要ではないか</li> <li>・浄化槽管理者に作業内容及び必要性を説明することが必要ではないか</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守点検に関する助言を行うことが必要ではないか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省令に規定される回数は標準的なものを示すのではないかな。著しく多くの回数の保守点検が継続的に必要ならば、浄化槽の認定にフィードバックすべきではないか</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>省令の規定の概要(参考)</li> <li>(保守点検の回数の特例)</li> <li>・保守点検の回数は、通常の使用状態において、表に掲げる期間(例:4月)ごとに一回以上とする</li> <li>・駆動装置又はポンプ設備の</li> </ul>

作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前述の規定等にかかわらず、必要に応じて行うものとする

( 清掃 )

	浄化槽管理者の立場	保守点検	清掃	法定検査	行政他
	どういう使用状態であっても年1回以上清掃しなければならないのか	・清掃に関する助言を行うことが必要ではないか	・法定検査等の結果に応じた清掃を実施する必要があるのではないか		・清掃を年1回以上行わなくても差し支えない場合があるのではないか ・汚泥等の引き出しは全量とする旨の清掃の技術上の基準について見直すことが必要ではないか
	清掃料金に地域差があるのではないかと清掃料金が本来以上支払われている場合があるのではないかと	・清掃に関する助言を行うことが必要ではないか	・法定検査等の結果に応じた清掃を実施することが必要ではないか ・浄化槽管理者に料金設定について説明することが必要ではないか	・清掃に関する助言を行うことが必要ではないか	・料金について実態を調査するべきではないか ・許可等に当たって公正競争の観点にも留意すべきではないか

( 法定検査 )

	浄化槽管理者の立場	保守点検	清掃	法定検査	行政他
	法定検査にかかる手間や費用が大きい				・検査結果が良好であれば、その後の検査内容を簡素化する措置を講じることが必要ではないか ・透視度が一定程度であればBOD検査を不要としてはどうか
	法定検査の結果は信頼できるのか			・検査機関の検査レベルや体制を確保し、検査機関としての信頼性をより高めることが必要ではないか	・都道府県の検査機関への指導の強化が必要ではないか